# 令和三年度予算に係る歳入歳出等の見積書類の送付期限の特例を定める政令 （令和二年政令第二百三十号）

令和三年度予算に係る財政法第十七条各項に規定する歳入、歳出、継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類の送付期限は、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第八条第一項及び第三項の規定にかかわらず、令和二年九月三十日とする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。